

町内会・自治会等の 法人化の手引

令和5年4月改訂

三原市 地域企画課

問い合わせ先

〒723-8601

三原市港町三丁目5番1号

三原市経営企画部地域企画課

電話：(0848)67-6184 FAX：(0848)64-7101

E-mail：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

【目次】

1	町内会・自治会等の法人化とは	P 2
2	地方自治法の趣旨	P 2
3	申請できる地縁よる団体とは	P 2
4	認可の要件	P 3
5	認可手続きの流れ	P 4
6	認可申請書の作成上の注意	P 5
7	認可告示後の手続き	P 6
8	規約等告示された事項に変更があった場合	P 6
9	認可の取り消しと解散	P 7
10	認可地縁団体にかかる税金	P 8
11	書面又は電磁的方法による決議（令和4年8月追記）	P 9
12	認可地縁団体の合併（令和5年4月追記）	P 10
13	地縁団体とは(Q & A)	P 10

【記入例】

認可申請書（様式1）	P 14
規約の例・作成上の注意点	P 15
認可申請することを総会で議決したことを証する書類	P 22
構成員の名簿	P 23
承諾書	P 24
区域内居住者調書	P 25
規約変更認可申請書（様式2）	P 26
規約変更の内容及び理由	P 27
告示事項変更届出書（様式3）	P 28

【様式集】

認可申請書（様式1）	P 29
認可申請することを総会で議決したことを証する書類	P 30
構成員の名簿	P 31
承諾書	P 32
区域内居住者調書	P 33
規約変更認可申請書（様式2）	P 34
規約変更の内容及び理由	P 35
告示事項変更届出書（様式3）	P 36

1 町内会・自治会等の法人化とは

町内会・自治会等は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ、市長の認可を受けることで法人格を持ち、法律上の権利・義務の主体となることができるとともに、団体名義で不動産登記ができるようになります。

また、従来は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利を保有し、団体名義で登記等ができるようにすることが認可の目的でしたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となりました。

2 地方自治法の趣旨

これまで町内会・自治会等が保有する集会所などの不動産は、当該団体の代表者などの個人名で登記されていたため、当該名義人の死亡や転居などにより名義の変更や相続などの問題が生じていました。

【問題の例】

- ①登記名義人の債権者が不動産を差し押さえ、競売してしまった。
- ②登記名義人が死亡した場合に相続人との間で所有権の争いが生じた。
- ③登記名義人が死亡した場合に相続人が多数いたり、遠隔地のため手続きが遅延したりした。
- ④多数人による共有として登記しているため、登記名義人が転出するなどの度に変更登記をしなければならず、手続きが煩雑である。
- ⑤多数人による共有として登記しているため、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。

など

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、一定の手続きにより町内会・自治会等が法人格を取得し、団体名での不動産などの登記ができるようになりました。

また、令和3年度の法改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となったことから、認可地縁団体となることで、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、個人財産と法人財産との混同防止、対外的な信用の獲得等の恩恵を受ける可能性があり、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

地方自治法第260条の2第1項

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

3 申請できる地縁による団体とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

このため、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としており、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

一方、女性会や老人会などのような性別や年齢の条件が必要な団体や、趣味サークルのように活動の目的が限定された団体は、地縁による団体とは考えられません。

4 認可の要件

町内会・自治会等が法人格を得るためには、市長の認可を受ける必要があります。
認可を受けるには、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

※ 地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の維持管理運営や親睦行事など、一般的な町内会・自治会等の活動であり、規約に明記することが必要となります。

- (2) 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において町内会・自治会等が相当の期間にわたって存続していること。

※ 地番や道路、河川などで区域が容易にわかる状態であることが必要です。他の町内会・自治会等と区域が重なったり、区域が流動的であったりする場合などは認可されません。また、町内会・自治会等が安定的に存在していなければなりませんので、相当年の年数を活動している必要があります。（過去2年以上の活動実績が必要です。）

- (3) 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※① 「すべての個人」とは、「年齢や性別などを問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味で、世帯単位を構成員とすることは認められません。

また、区域内に住所があること以外に、年齢や性別、国籍などの加入条件や、加入する人を拒むことは認められません。

※② 「相当数」とは、町内会・自治会等の区域内の全世帯数の過半数です。

※③ 世帯主のみではなく、構成員全員を記載した名簿を作成する必要があります。全住民が構成員となることができますので、生まれたばかりの子どもでも構成員であれば名簿に記載する必要がありますが、全住民が構成員でなければ認可されないということではありませんので、構成員だけの会員名簿の作成をしてください。

(4) 次の事項をすべて含む規約を定めていること。

- | | |
|---------------|-------------|
| ①目的 | ②名称 |
| ③区域 | ④主たる事務所の所在地 |
| ⑤構成員の資格に関する事項 | ⑥代表者に関する事項 |
| ⑦会議に関する事項 | ⑧資産に関する事項 |

※ この項目以外を規約に定めることに関しては、問題はありませんが、活動目的に政治目的、営利目的を含むものについては認められません。

5 認可手続きの流れ

町内会・自治会等が法人格を得るための認可の申請を行うにあたっては、当該団体の規約に基づき召集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります。（役員会、評議会などでの議決は認められません。）

総会召集手続きなどを定めた規約が、現在の町内会・自治会等において整備されていない場合には、まず規約の整備を行う必要があります。

また、それ以外にも、認可申請に必要な事項（認可要件に合致する規約の決定又は改正、構成員の確定、代表者の決定など）も総会決議が必要となります。

申請にあたっては、事前に地域企画課（電話：(0848)67-6184）へご相談ください。

認可手続きの流れ

- 1 町内会・自治会等で申請についての話し合い
↓
- 2 市に事前に相談
↓
- 3 規約（案）議案などの作成
↓
- 4 町内会・自治会等で規約に沿った総会を開催し、次の事項について議決
また、総会で議決した旨の記載のある議事録の作成
※役員会、評議会などでの議決は認められません。

①認可申請に必要な議決事項	②団体運営上必要な議決事項
・規約の決定	・事業計画の決定
・認可申請することの議決	・予算の決定
・代表者の決定	・従前の事業報告書
・構成員の確定	・従前の決算の承認
・保有資産の確定	
- ↓
- 5 申請書類の作成及び提出
↓
- 6 地域企画課にて提出書類の確認
↓
- 7 認可要件審査（書類に不備があった場合は、再提出をお願いします。）
↓
- 8 市長による認可・告示

6 認可申請書の作成上の注意

申請書類一式を整えて、地域企画課へ提出してください。（電子メール、FAXは不可）
認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。（審査には2週間程度の期間を必要です。）審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が認可及び告示して認可手続きは完了です。

なお、申請にあたっては、次の書類が必要となりますので、14 ページ以降の記入例を参考に作成してください。

No.	申請書類	留意事項
1	認可申請書 (P. 14 参考)	・記入例(P14～)を参考に作成してください。 ・「団体の名称」「事務所の所在地」は、規約に定めているものと一致しなければなりません。
2	規約 (P. 15 参考)	・「地縁団体規約例と作成上の注意点」を参考にして作成してください。 ・規約に必ず必要な8つの事項（P4（4）①～⑧）の漏れのないようにしてください。
3	認可申請することを総会で議決したことを証する書類 (P. 22 参考)	・総会で地縁団体の認可を申請する旨の議決が必要です。 ・議決があったことを証するため、議長及び複数の議事録署名人の署名・押印のある総会議事録の写しの提出が必要です。
4	構成員の名簿 (P. 23 参考)	・会員の名前、住所を記載してください。 ・会員には、年齢、性別による制限はありませんので、未成年でも会員である場合には、必ず記載してください。
5	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類	・町内会・自治会等の活動実績を示す書類を提出してください。（前年度の事業報告書、収支決算書及び当年度の事業計画書、収支予算書など）
6	申請者が代表者であることを証する書類 (P. 22、24 参考)	・申請者を認可申請の代表者に選出する旨の議決を行った議事録を作成し、議長及び議事録署名人の署名があるもの。 ・申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書の写しで申請者本人の署名があるもの。
7	区域内居住者調書 (P. 25 参考)	・区域内に住所を有する総居住者数、会員数及び会員の加入率のわかる書類を添付してください。
8	区域及び事務所の所在地を示した図面	・住宅地図などに区域及び事務所を表示したもの。

7 認可告示後の手続き

(1) 認可地縁団体証明書の交付

認可地縁団体証明書（台帳の写し）は、市長による告示のあった日から発行できます。

認可地縁団体証明書の請求は、申請書を地域企画課に用意していますので、事前に相談してください。

手数料は1通につき200円です。

(2) 認可地縁団体としての印鑑登録、証明書交付

三原市印鑑登録及び証明に関する条例の規定に基づき、不動産登記などに必要な地縁団体の印鑑を登録します。登録の手続きについては、市民課で受付します。

□印鑑登録に必要なもの

- ・申請書（市民課で配付）
- ・登録する印鑑
- ・認可地縁団体の規約
- ・認可地縁団体の名簿（印鑑登録する申請者が代表者の場合は不要）
- ・認可地縁団体の台帳（地域企画課で交付）
- ・委任状（認可地縁団体から申請者への委任）
- ・申請者の印鑑（認印）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証など）

※印鑑は、ゴム印など変形しないものを除く

※印鑑の大きさは、印影の大きさが1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの、または1辺の長さが30mmの正方形に収まらないものを除く

□印鑑登録証明書の交付

申請書（市民課にて配付）で請求してください。

手数料1通につき200円です。

8 規約等告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項を変更した場合は、手続きが必要です。市長の変更認可、告示がないと変更された規約や告示内容は変更したことにはなりません。

※変更があった場合は、事前に地域企画課（電話：(0848)67-6184）に相談してください。

(1) 規約を改正する場合

規約の改正は、規約に基づき、総構成員の4分の3以上の同意が必要です。市長の認可を受けてその効力が発生しますので、次の書類を提出してください。（電子メール・FAXは不可）

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

※書類審査の上、規約変更認可・不認可を文書で通知します。また、変更認可を受けた告示事項が「名称」「目的」「区域」「事務所」「解散の事由」を伴う場合は、次の告示された事項の変更手続きも必要です。

(2) 告示された事項を変更する場合

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④事務所
- ⑤代表者の名前及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務執行者が選任されている場合は、その名前及び住所)
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由

これらの告示された事項に変更があるときは、変更があった旨を証する書類を添えて、次の書類を提出してください。(電子メール・FAXは不可)

- ・告示事項変更届出書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写しなど)

※提出書類に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。

9 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し

認可を受けた地縁による団体が次の1つに該当するとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・4つの認可要件(P3参照)のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散

①認可を受けた地縁による団体が次の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。

- ・規約に定めた解散事由が発生したとき
- ・破産したとき
- ・認可を取り消されたとき
- ・総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき(規約に別段の定めがある場合を除く)
- ・構成員が欠乏したとき(法人としての権利能力の消滅又は団体自体の両方を含む)

②解散の場合は、市長に遅滞なくその旨を届け出てください。

③解散した場合や清算完了の場合は、告示されます。

10 認可地縁団体にかかる税金

税の種類		手続きの内容	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	法人等の設立・設立届出書を提出 課税 減免措置あり（要申請）	課税
	固定資産税	課税 減免措置あり（要申請）	課税
県税	法人県民税	法人設立届出書を提出 課税 減免措置あり（要申請）	課税
	法人事業税	法人設立届出書を提出 課税 減免措置あり（要申請）	課税
	不動産取得税	登記した後に県税事務所に申告 課税 減免措置あり（要申請）	課税
国税	法人税	認可を受けた日から2カ月以内に、「法人設立届出書」を提出 収益が無い場合は、届出不要	課税
	登録免許税	課税	課税

※減免措置あり（要申請）とは、各窓口にて減免申請が必要なもの

各税に関する窓口（詳細については、各窓口にお問い合わせください。）

市税

三原市役所 三原市港町三丁目5番1号

□法人市民税 市民税課 電話：(0848)67-6031

□固定資産税 資産税課 電話：(0848)67-6032

県税

尾三地域事務所税務局 尾道市古浜町26番12号 電話：(0848)25-2011

□法人県民税及び法人事業税

□不動産取得税

国税

□法人税 三原税務署 三原市宮沖二丁目12番1号 電話：(0848)62-3131

□登録免許税・登記関係

広島法務局尾道支局 尾道市古浜町27番13号 電話：(0848)23-2882

11 書面又は電磁的方法による決議（令和4年8月追記）

従来、総会における決議事項について、総会を開催せずに書面のみをもって決議することはできないものとされていましたが、地方自治法施行規則の一部改正（令和4年8月20日施行）により、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法（※）により決議を行うことができるようになりました。

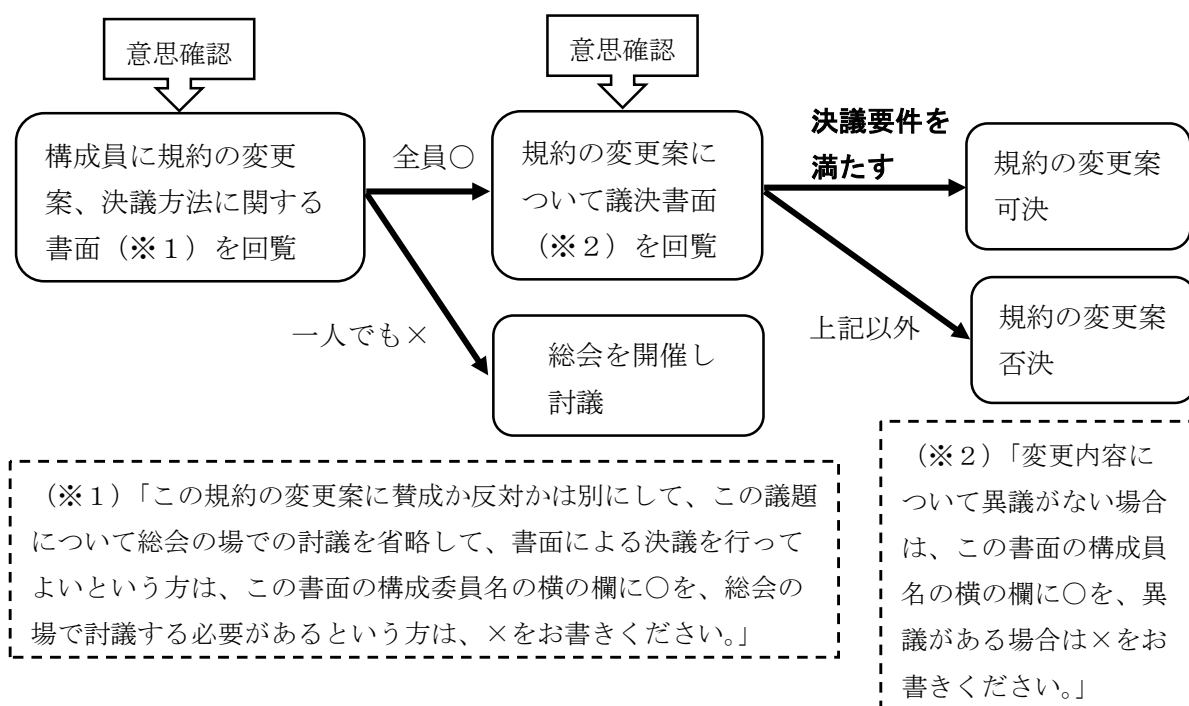
※電磁的方法・・・電子メール、WEB サイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して当該ディスク等を交付する方法など。

【書面による決議を行う場合】※下記のいずれかの方法により、書面による決議が可能となる。

（例）次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合

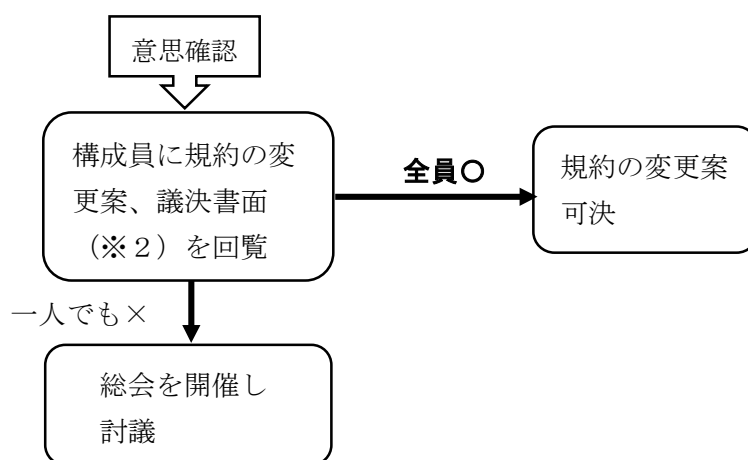
（1）地方自治法第260条19の2第1項に基づく方法

★計2回構成員の意思確認が必要であるが、全員の賛成が無くても可決できる。



（2）地方自治法第260条19の2第2項に基づく方法

★1回の構成員の意思確認でよいが、可決には全員の賛成が必要となる。



注意事項

認可地縁団体は、少なくとも年1回、通常総会を開催しなければならないとされています（地方自治法第260条の13）。

仮に通常総会で決議する予定であった議題が全て書面により決議されたとしても、構成員が直接意見、自由に議論できる場として年1回以上、総会を開催する必要があると解される点にご注意ください。

1 2 認可地縁団体の合併（令和 5 年 4 月追記）

地方自治法の一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併は、各認可地縁団体における総会で、構成員の 4 分の 3 以上の決議を経なければなりません（規約や会則に別段の定めがある場合を除く。）。また、市長の認可を受ける必要があります。

1 3 地縁団体とは（Q & A）

問. 1 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

答 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。

この場合、該当地縁による団体の構成員のみならず当該市町のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路などにより区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあれば対象となり得ます。

問. 2 一の地縁による団体が存在する地域に、さらなる連合会という上部組織による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

答 町内会・自治会等の活動によっては、お尋ねのような二層構造となっている状態もあると思われます。地方自治法上は、1 地域 1 団体とすることは要請されておらず、あくまでも地縁による団体の現状により判断するとされております。

したがって、連合会という名称を用いている団体であっても、地方自治法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となりますが、例えば連合会がいくつかの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、地方自治法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはならないものです。

問. 3 地区内に 1 つのまとまりがなく、2 つの町内会・自治会等があるような場合、それぞれの地縁による団体として認可されることはありますか。

答 町内会・自治会等は、町又は字の区域などに住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に 1 つ存在するのが通常であると考えられます。

しかし、一定の地域に町内会・自治会等が混在していて区域が区分されていない場合、あるいは地域が 1 つにまとまっていないケースなどについては、区域としてまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見ながら判断されることとなります。

問. 4 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

答 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑

に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象となります。

問. 5 町内会・自治会等機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

答 マンションの管理組合などの団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。

問. 6 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は、認可の対象となりますか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

答 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

問. 7 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

答 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には、年齢、性別、国籍などの条件は付せないこととされています。したがって、未成年者など行使無能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者など行為無能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することになります。

問. 8 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子どもも記載する必要があるのでしょうか。

答 地方自治法施行規則第18条第1項第3号では、申請書に「構成員の名簿」などの書類を添えて申請を行うこととされています。ここで構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢などを問わないものであり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができますが、すべての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なのですべて名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

問. 9

構成員には個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

答

法人が地縁による団体の構成員となり得るかどうかについては、①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人などの一組織に過ぎない事業所などは本来意思表示ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、法人などについては、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

問. 10

地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

答

地方自治法第260条の16項により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、すべて総会の議決によって行わなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会などの機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。

しかし、保有財産の処分など当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。

なお、この場合にはその旨を規約に明記しておく必要があります。

問. 11

認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により2つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることになるのでしょうか。

答

認可を受けた地縁による団体が分裂し、地方自治法260条の2第2項に掲げる要件を欠くこととなった場合は、市長は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。

問. 12

認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にどのような場合ですか。

答

市長は、認可を受けた地縁による団体が地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができることとされています。(同条第14項)

具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ①認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的などに変更したとき
- ②認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき

- ⑤地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫など不正な手段により認可を受けたとき

問. 13 認可を受けた地縁による団体が破産した時の手続きは、どのように行うのでしょうか。

答 地縁による団体が、その責務を完済することが不可能になったとき、すなわち消極財産（負債）が積極財産（資産）を上回ったときは、裁判所は代表者若しくは債権者の請求により、又は職権をもって破産の宣告をなし、当該団体は直ちに解散することとなります。（地方自治法第260条の20）

なお、破産手続は破産法に基づいて行われ、解散した地縁による団体は、破産の目的の範囲内でなお存続するものとみなされます。

問. 14 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

答 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の保有する遺産については構成員の「総有」とみなされ、各人の持分を観念しないものであることから、持分の返還を主張することはできないものと解されています。

問. 15 令和4年8月20日の地方自治法施行規則の改正により新設された、書面又は電磁的方法による決議の規定を活用し、今後一切の総会の決議事項について、書面又は電磁的方法により決議を行うことはできますか。

答 個々の決議事項についてその議案を提示し、それぞれ規定どおりの承諾又は合意を得る必要があります、あらかじめ決議全般について、包括的に承諾又は合意を得ることはできません。

同日に複数の事項について書面又は電磁的方法による決議を行おうとする場合であっても、個々の議案について規定どおりの承諾や合意を得る必要があります。

したがって、今後一切の決議事項について、書面又は電磁的方法により決議を行うこととすることもできません。

参考文献

問1～14：「自治会、町内会等法人化の手引」（第3次改訂版）（株ぎょうせい）

問15：総務省自治行政局市町村課事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」

(様式1)

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

三 原 市 長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称 **三原町内会**

所在地 **三原市港町三丁目5番1号**

代表者の氏名及び住所

名 前 **三原 太郎**

住 所 **三原市港町三丁目1番1号**

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(予算書、決算書、事業計画書等)
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域内居住者調書
- 7 区域及び事務所の所在を示した図面

地縁団体規約例と作成上の注意点

規 約 例	留 意 点
〇〇〇町内会（自治会）規約（会則） 第1章 総則 （目的） 第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 （2）美化、清掃等区域内の環境の整備 （3）集会施設の維持管理 （4）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （5）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （名称） 第2条 本会は、〇〇〇町内会（自治会）と称する。 （区域） 第3条 本会の区域は、三原市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。 （事務所） 第4条 本会の事務所は、三原市△△町×番□号に置く。 第2章 会員 （会員） 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人が全て会員となることができる。 2 本会の会員は、正当な理由がない限り第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒めない。 3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。 （会費） 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。	①「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。 ①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。（P3参照） ②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。 ③地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできるだけ具体的に定めてください。 ①地方自治法上では、名称については、特別制限はありませんが、他の法律に抵触しないか注意してください。 ①団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるのであれば可能です。（P.3参照） ②区域の地番については、切り図等で確認してください。 ①「事務所」とは、団体について1つを限りとして設けられた主たる事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。 ②事務所の所在地については、別段の制限はありませんが、代表者の住所又は集会施設とするのが一般的です。 ③記入例のように具体的な地番で定めることのほか「本会の事務所は、代表者の自宅に置く」という定めも可能です。 ①区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等により個人の加入を拒んではならないことを必ず定めてください。（P.3参照） ②区域外の者は、会員にはなれません。 ③団体は、個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。 ④区域に住所を有する法人・組合等を賛助会員とすることは可能ですが、表決権等の団体の意思決定には関与できません。ただし、この規約は、賛助会員を予定していなければ不要です。 ①会費は、会員にとっても、団体にとっても重要な事項です。規約に金額を定めるか、総会において決し、定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第

2 賛助会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。 (退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。 (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種別) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 〇人 (3) その他の役員 〇人 (4) 監事 〇人 (役員の選任) 第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 (役員の職務) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。 3 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 (役員の任期) 第12条 役員の任期は、〇〇年とする。ただ	36条に規定する議決が必要となります。 ②この規約は、賛助会員を予定していなければ不要です。 ①この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。 ②第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。 ③「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。 ①本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。 ②本人の脱会の意思にいかなる制限も加えることはできません。 ③長期の会費滞納者等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きのもとに行うような取扱いとすることが必要と考えられます。 ①必ず会長を1人置くことが必要です。 ②第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。 ③その他の役員は、「会計」「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。 ④監事は、1人又は複数置くことが適当です。 ①監事が、会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。 ①法律上団体の代表権は、代表者1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて、副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。 ①法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間で
---	---

し、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。 (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。 第4章 総会 (総会の種別) 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。 (総会の構成) 第14条 総会は、会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 (総会の開催) 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇カ月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。 (総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。	は業務執行上、一貫性の確保に問題があり、逆にあまりにも長期の期間はさまざまな弊害が生ずるといえます。 ②役員の解任を定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。 ①総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き、全ての事項について議決できます。 なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。 ②総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。 ア 事業計画の決定 イ 事業報告の承認 ウ 予算の決定 エ 決算の承認 ①総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。 ②総会は、法律上年度終了後3カ月以内に開催する必要があります。 ③年度当初から総会開催までの間は、予算が成立していないため支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。 ④5分の1の数は、規約によって増減できます。ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。 ①総会を招集するには、少なくとも5日前までにすればよいということであって、5日前に到達するというものではありませんが、実際その期間では伝達できないこともあるので、多少余裕を持たせた日数を定めることが適当です。
---	--

(総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。 (総会の定足数) 第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会員の表決権) 第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。 (1) 会費決定に関する事項 (2) 事業計画及び予算の決定、変更に関する事項 (3) 事業報告、収支計算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項 (4) 集会施設の管理運営に関する事項 (5) ○○○○○○○○ (6) ×××××××× (総会の書面表決等) 第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項	①総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ②会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。 ①法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。 ②定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。 ①法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。 ②議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。 ③「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての表決権も行使することができるという意味です。 ①会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。 ②表決権は、会員1人1票を原則とします。 ③未成年の表決権の行使については、民法の定めに従います。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。 ①この規定は、前項の1人1票に原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。 ②この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することになります。 ③どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決は、これには該当しません。また、役員の選任等をこれに該当させることも好ましくありません。 ①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難になるので、この規定をおくことが適当です。 ②電磁的方法による表決とは、例えば、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションの利用、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当します。 ①会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明する
--	--

を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む） (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。 第5章 役員会 (役員会の構成) 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等) 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。 (役員会の議長) 第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。 (役員会の定足数等) 第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費	ために議事録を作成することが必要です。(記入例 P. 21 参考) ②議事録は、許可申請、告示事項変更届、規約変更許可申請等に必要になります。 ①団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は、役員会で決定することが適当です。 ②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。 ①財産目録は、法律上設立時及び毎年（年度）初め3カ月以内に作成されなくてはなりません。
---	--

(3) 活動に伴う収入 (4) 寄付金品 (5) 資産から生ずる果実 (6) その他の収入 (資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において4分の3以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 (事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わる。 第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ三原市長の認可を受けなければ変更することはできない。	①資産の管理、運用とは、役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。 ①団体の活動上重要な固定資産の処分については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。 ①日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。 ①事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3カ月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のため、さらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3カ月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。 ①会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで、又は1月1日から12月31日までと定めているところが多いようです。 ①規約の変更は、総会の専権事項となっており他の機関がこれに代わり行うという規定を設けても効力は生じません。したがって、役員会の規定により変更する旨の規定は、無効です。 ②議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は、団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されることがないように慎重な検討が必要です。 ③規約の変更については、市長の認可が必要です。 ④規約変更認可申請書の作成は、記入例P.34を参考にしてください。
--	---

(解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。 附 則 1 この規約は、○年○月○日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。	①解散事由は、次のとおりです。 ア 破産 イ 許可の取消し ウ 会員の欠乏 エ 総会員の4分の3以上の議決 ②アからウまでの事由により団体は、当然に解散することになります。 ③エについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。 ④なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。 ①左のように定める方法と、特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法と、いずれかの方法でも可能ですが、営利法人に寄付したり、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。 ②議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。 ①備え付け帳簿及び書類のほか、「構成員名簿」と「財産目録」は必ず作成し、事務所に備え置かなければなりません。 ①規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。 細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。 ①年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。 ①年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。
--	--

記入例

(作成日) 〇〇年〇〇月〇〇日
(作成者) 城町 三郎

第〇〇回 三原町内会常会（臨時）総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇時から〇時
 - 2 開催場所 三原町内会集会所
 - 3 会員総数 〇〇人
 - 4 出席者数 〇〇人（委任状提出者〇〇人を含む）
 - 5 議決事項
 - (1) 第1号議案「 」賛成〇〇人、反対〇〇人、 可・否決
 - (2) 第2号議案「 」賛成〇〇人、反対〇〇人、 可・否決
 - 6 議事の経過及び発言要旨
 - (1) 開会
 - (2) 議長選出（〇〇 〇〇氏）
 - (3) 議事録署名人の選出（〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏）
 - (4) 総会成立の宣言
議長から、今日現在の会員総数は〇〇〇〇人で、出席者は〇〇〇人、委任状提出者は〇〇人、合計〇〇〇人であり、その結果、会員の過半数の出席があったと認められますので、**三原町内会**規約第〇〇条の規定により、本総会は有効に成立したとの宣言がなされた。
 - (5) 議題
 - ①「**三原町内会**の認可申請」について
ここで〇〇〇〇氏より町内会・自治会等の認可申請について説明が行われた。
議題②、③も関連する内容のため一括して説明が行われ、その後各議案について個別に審議が行われた。
(内容) 認可申請について3名の者から質疑があった。
質問（〇〇 〇〇氏）
回答（〇〇 〇〇副会長）
.....
- 議決
その後議長が他に意見の無いことを確認し、挙手により採決を行ったところ、全員の賛成であったので、議案は原案どおり承認された。
- ②認可申請に伴う規約の改正について
 - ③認可申請の代表者を会長とすることについて
- ②、③の議案については、議長が意見を求めたが、特に意見も無かったので、挙手により採決を行ったところ、全員賛成であったので原案どおり承認された。
- (※以後、議案の数だけ続く)
- (6) 閉会

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

年 月 日

議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

団体の名称 三原町内会

番号	氏名	住所
1	三原 太郎	三原市港町三丁目
2	三原 花子	三原市港町三丁目
3	円一 次郎	三原市港町三丁目
4	円一 幸子	三原市港町三丁目
5	城町 三郎	三原市港町三丁目
6	城町 桃子	三原市港町三丁目
7		
様式は、自由でかまいませんが構成員全員の名前・住所を記載してください。 構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢・性別などを問わないことされていますので、会員である場合には子どもの名前なども記載する必要がありますので注意してください。		
1 2		
1 3		
1 4		
1 5		
1 6		
1 7		
1 8		
1 9		
2 0		

承 諾 書

記入例

私は、〇〇年〇〇月〇〇日、**三原町内会**の総会の議決に従い、本申請に関する代表者に就任することを承諾いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 **三原市港町三丁目 1 番 1 号**

名 前 **三 原 太 郎**

- | | | | |
|---|----------------|---------|-----|
| 1 | 区域内居住者数 | 3 8 4 | 人 |
| | (区域内世帯数 | 1 4 5 | 世帯) |
| 2 | 町内会・自治会等加入者数 | 3 2 6 | 人 |
| | (町内会・自治会等加入世帯数 | 1 2 2 | 世帯) |
| 3 | 加入率 | 8 4 . 8 | % |
| 4 | 未加入の理由 | | |

区域内にあるアパートには、単身者や転勤者が多く、町内会
 加入をすすめても、申込みがない。また、加入世帯の家族で
 あっても、未成年者が未加入である。

上記のとおり相違ありません。

〇〇年〇〇月〇〇日

三原町内会

会長 三 原 太 郎

三 原 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 **三原町内会**

所在地 **三原市港町三丁目5番1号**

代表者の氏名及び住所

名 前 **三原 太郎**

住 所 **三原市港町三丁目1番1号**

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

団体の名称 三原町内会

変更前の内容	(事務所) 第4条 本会の事務所は、三原市港町三丁目5番1号に置く。
変更後の内容	(事務所) 第4条 本会の事務所は、三原市港町三丁目1番1号に置く。
変更理由	事務所移転により、所在地が変更となったため

三 原 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 **三原町内会**

所在地 **三原市港町三丁目5番1号**

代表者の氏名及び住所

名 前 **円 一 次 郎**

住 所 **三原市港町三丁目5番2号**

告 示 事 項 変 更 届 出 書

次の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

1 変更があった事項及びその内容

代表者の名前及び住所

旧 三原 太郎 三原市港町三丁目1番1号

新 円一 次郎 三原市港町三丁目5番2号

2 変更の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

総会の役員改選議決による

(様式1)

年 月 日

三 原 市 長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

名 前

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(予算書、決算書、事業計画書等)
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域内居住者調書
- 7 区域及び事務所の所在を示した図面

(作成日)

年 月 日

(作成者)

第 回 町内会・自治会等常会（臨時）総会議事録

1 開催日時 年 月 日 () 時から 時

2 開催場所

3 会員総数 人

4 出席者数 人（委任状提出者 人を含む）

5 議決事項

(1) 第1号議案「 」賛成 人、反対 人、可・否決

(2) 第2号議案「 」賛成 人、反対 人、可・否決

6 議事の経過及び発言要旨

(1) 開会

(2) 議長選出 (氏)

(3) 議事録署名人の選出 (氏、 氏)

(4) 総会成立の宣言

議長から、今日現在の会員総数は 人で、出席者は 人、委任状提出者は 人、合計 人であり、その結果、会員の過半数の出席があったと認められますので、 町内会規約第 条の規定により、本総会は有効に成立したとの宣言がなされた。

(5) 議題

①「 町内会・自治会等の認可申請」について

ここで 氏より町内会・自治会等の認可申請について説明が行われた。議題②、③も関連する内容のため一括して説明が行われ、その後各議案について個別に審議が行われた。

(内容) 認可申請について 名の者から質疑があった。

質問 (氏)

回答 (氏)

.....

議決

その後議長が他に意見の無いことを確認し、挙手により採決を行ったところ、全員の賛成であったので、議案は原案どおり承認された。

②認可申請に伴う規約の改正について

③認可申請の代表者を会長とすることについて

②、③の議案については、議長が意見を求めたが、特に意見も無かったので、挙手により採決を行ったところ、全員賛成であったので原案どおり承認された。

(※以後、議案の数だけ続く)

(6) 閉会

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

年 月 日

議長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印

町内会・自治会等会員名簿

团体名

[illegible]

承 諾 書

[illegible]

年 月 日

住所

名前

区 域 内 居 住 者 調 書

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 区域内居住者数 | 人 |
| | (区域内世帯数 | 世帯) |
| 2 | 町内会・自治会等加入者数 | 人 |
| | (町内会・自治会等加入世帯数 | 世帯) |
| 3 | 加入率 | % |
| 4 | 未加入の理由 | |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(様式2)

年 月 日

三 原 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

名 前

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の内容及び理由

団 体 の 名 称 _____

変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	

年 月 日

三 原 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

名 前

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

次の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

町内会・自治会等の法人化の手引に関する問い合わせ先

〒723-8601

三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市経営企画部地域企画課

電話：(0848)67-6184 FAX：(0848)64-7101

E-mail：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp